

新型コロナウイルス感染症等に係る 個人住民税の寄附金税額控除の特例について

新型コロナウイルス感染症等の影響により中止・延期等を行った文化芸術・スポーツに関する行事（イベント）の入場料金等の払い戻しを請求する権利の全部又は一部を放棄したもののうち、住所地の県、市町村がそれぞれ条例に基づき指定したものは、寄附金税額控除の対象となります。

山梨県では、寄附金税額控除の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄につきましては、県内事業者に対するものとしております。

○控除対象となる行事一覧（令和3年1月1日現在）

スリーピークスハケ岳トレイル

開催（予定）期間：2020年6月6日～6月7日
開催（予定）場所：三分の一湧水館

2020明治安田生命J2リーグ ヴァンフォーレ甲府 ホームゲーム

開催（予定）期間：2020年3月1日～3月29日
開催（予定）場所：山梨中銀スタジアム

開館25周年記念事業 Life is Songs!

開催（予定）期間：2020年6月20日
開催（予定）場所：東京エレクトロン韮崎文化ホール

徳永ゆうき歌謡コンサート2020

開催（予定）期間：2020年5月15日
開催（予定）場所：東京エレクトロン韮崎文化ホール

最新の情報は県のHPをご覧ください。
検索

○県民税控除対象の考え方

- ・本制度はイベント主催者を応援するため、入場料金等の払戻しを請求する権利を放棄することにより、その金額分を「寄附」とみなし、税優遇（寄附金控除）が受けられるものです。
- ・この税優遇（寄附金控除）対象は、「所得税」については文部科学省が指定を行いますが、「個人住民税」のうち、「県民税」については県が、「市町村民税」については、市町村がそれぞれ条例を制定し、その対象範囲を指定できる仕組みとなっています。
- ・このため、「県民税」を原資として応援するイベント主催者の範囲は、山梨県内に住所・本店等を有する者となりました。

○お問い合わせ先 山梨県総務部税務課 TEL：055-223-1386

※個人市町村民税の寄附金税額控除につきましては、お住まいの市町村税務課へお尋ねください。